

令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
における議案の採決等について

令和3年2月18日付けの目黒区長からの諮問事項「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」及び「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について」に対する賛否を書面により回答いただく旨を同日付け会長名の文書によりお願い申し上げたところです。

これに対して、過半数の委員から「原案を可とする」旨の文書回答をいただきました。また、諮問された事項に対して、委員からの質問・意見がありました。これについては、事務局からの回答とともに既に委員の皆様宛てに送付され、ご確認いただいたところですが、これについても、改めて会長として確認を行いました。

これらを踏まえ、本件議案については、「原案を可とする」ことに決しました。

これに基づき、二つの諮問事項のいずれも「原案を可とする」旨の答申を、別添の「答申文(写)」のとおり行いましたのでご確認ください。

なお、諮問事項2の「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について」は、諮問した趣旨は変わらないが、お示した改正文案については、表現を見直したいとの申し出を事務局から受けましたので、ご了解いただきたいと存じます。

以上、ご報告致します。

令和3年3月4日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会
委員各位

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 三木健二